

## 野外焼却(野焼き)は法律で

禁止されています！

野外焼却(野焼き)は廃棄物の処理及び清掃に関する法律や埼玉県生活環境保全条例および秩父市環境保全条例により、一部の例外を除いて原則禁止されています。

例外行為であっても、周辺環境へ著しく悪影響を及ぼすものについては、指導を行う場合があります。  
**野外焼却(野焼き)の苦情が絶えません！**

市には、野外焼却(野焼き)による苦情が多く寄せられています。

ドラム缶・プロ



ック囲い・家庭用簡易焼却炉で燃やしたり、地面に穴を掘って燃やしたりすることは不法焼却に該当します。ごみを燃やすと、悪臭や煙による近隣住民とのトラブルだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人の健康に影響を及ぼしたり、火災につながるおそれもあります。

### 罰則

野外焼却(野焼き)禁止に違反した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第15号の規定により、5年以下の懲役、もしくは一千万円以下の罰金、または両方が科せられます。

## 家庭用簡易焼却炉の無料回収



**対象** ブロック積簡易焼却炉および金属製簡易焼却炉

**回収条件** 所有者が焼却炉を分解し、2トン車が進入できる場所まで搬出すること(申込者には、回収日程等をお知らせします)

吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課  
生活衛生課 ☎25-5202

吉田 ☎72-6083

大滝 ☎55-0861

荒川 ☎54-2114

## 2023年版県民手帳販売中！

- サイズ 縦14cm×横9cm 厚さ1cm
- 色 ネイビー・パールグリーン
- 価格 600円(税込み)
- 販売場所 市役所1階総合案内、吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課
- 販売期間 12月16日(金)まで(売り切れ次第販売終了)

☎情報政策課 ☎22-2204



手話で

# 〇〇をやってみた!

いろいろなことを手話でやってみます！  
右のQRコードを読み込んで、手話動画もぜひご覧ください。

手話を動画で見られます



「待つ」



「呼ぶ」

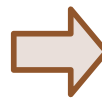


「待つ」



右手4指を付け根から曲げ、指の背をあごの下に当てます。

「呼ぶ」



手のひらを下にした右手を前に出し、呼び込むように4本の指を下へ2回おろします。

### Q. 手話のほかにもどのようなコミュニケーション方法がありますか？

A. コミュニケーション方法はたくさんあります。筆談や身ぶり、人さし指を使って空間に文字を書く空書、手のひらに文字を書いて伝える方法もあります。手話がわからなくても、さまざまなコミュニケーション方法を使って、積極的に話してみましょう。